

徳之島町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件费率	(参考)
	(21年度末)	A		B	B/A	20年度の人件费率
	人	千円	千円	千円	%	%
22年度	12,122	6,636,770	175,544	1,227,312	18.5	21.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

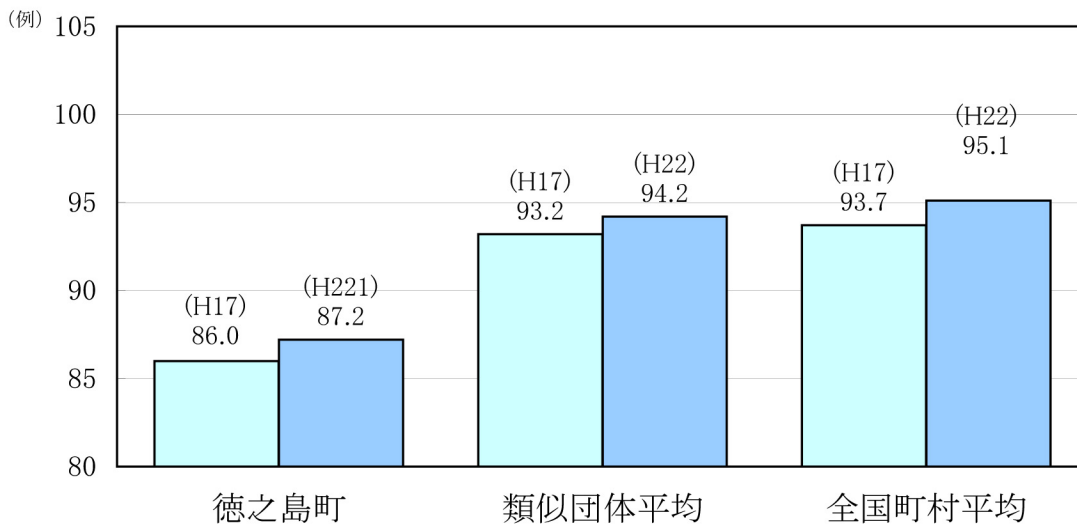
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	135	517,997	49,145	207,159	774,301	5,735	5,686

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

- ① 現在、臨時特例的な措置として、町長、副町長及び教育長の給料月額を10%減額して支給しています。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
22年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
22年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」、は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況(22年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の 給与月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200			
最高号給の 給料月額	243,700	309,400	356,600	390,500	403,000	425,100	459,100			

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(22年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
徳之島町	46.2 歳	310,271 円	341,661 円	335,198 円
都道府県	43.7 歳	339,950 円	424,247 円	381,330 円
国	41.9 歳	325,579 円	395,666 円	— 円
類似団体	43.0 歳	316,947 円	359,002 円	342,675 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額	A/B
徳之島町	59.30 歳	2 人	303,777 円	311,527 円	311,527 円	—	—	—	—
うち用務員	0.0 歳	0 人	円	円	円		歳	円	
うち学校給食員	歳	0 人	円	円	円		歳	円	
うちその他	49.3 歳	2 人	303,777 円	311,527 円	311,527 円		歳	円	
都道府県	49.3 歳	19,550 人	331,561 円	387,402 円	364,759 円	—	—	—	—
国	49.3 歳	3,955 人	284,514 円	322,291 円	322,737 円	—	—	—	—
類似団体	49.8 歳	10 人	280,885 円	299,603 円	291,522 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
徳之島町	—	—	—
うち用務員	円	円	円
うち学校給食員	円	円	円
うちその他	円	円	円

* 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成20年～平成22年の3ヶ年平均)

* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

* 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
徳之島町	53.3 歳	372,966 円	387,509 円	379,751 円
都道府県	41.0 歳	373,655 円	430,570 円	— 円
国	— 歳	— 円	— 円	— 円
類似団体	43.4 歳	312,174 円	328,668 円	— 円

④税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
徳之島町	43.6 歳	297,879 円	342,371 円	327,573 円
都道府県	44.0 歳	338,579 円	420,652 円	381,253 円
国	42.7 歳	375,438 円	445,250 円	— 円
類似団体	41.1 歳	305,832 円	366,741 円	330,228 円

⑤福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
徳之島町	49.9 歳	320,193 円	325,368 円	320,193 円
都道府県	44.1 歳	352,258 円	438,949 円	390,496 円
国	40.2 歳	320,702 円	363,932 円	— 円
類似団体	42.0 歳	297,589 円	314,935 円	305,515 円

⑥看護保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
徳之島町	44.8 歳	336,701 円	355,922 円	350,014 円
都道府県	40.5 歳	319,687 円	394,938 円	354,934 円
国	45.5 歳	318,285 円	348,250 円	— 円
類似団体	41.6 歳	295,998 円	333,651 円	304,654 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じペースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (22年4月1日現在)

区 分		徳之島町	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	163,590 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	133,095 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	133,100 円	139,365 円	—
	中学卒	121,600 円	122,740 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (22年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	231,325 円	285,550 円	335,433 円
	高校卒	232,237 円	273,085 円	314,150 円
技能労務職	高校卒	円	円	円
	中学卒	円	円	円

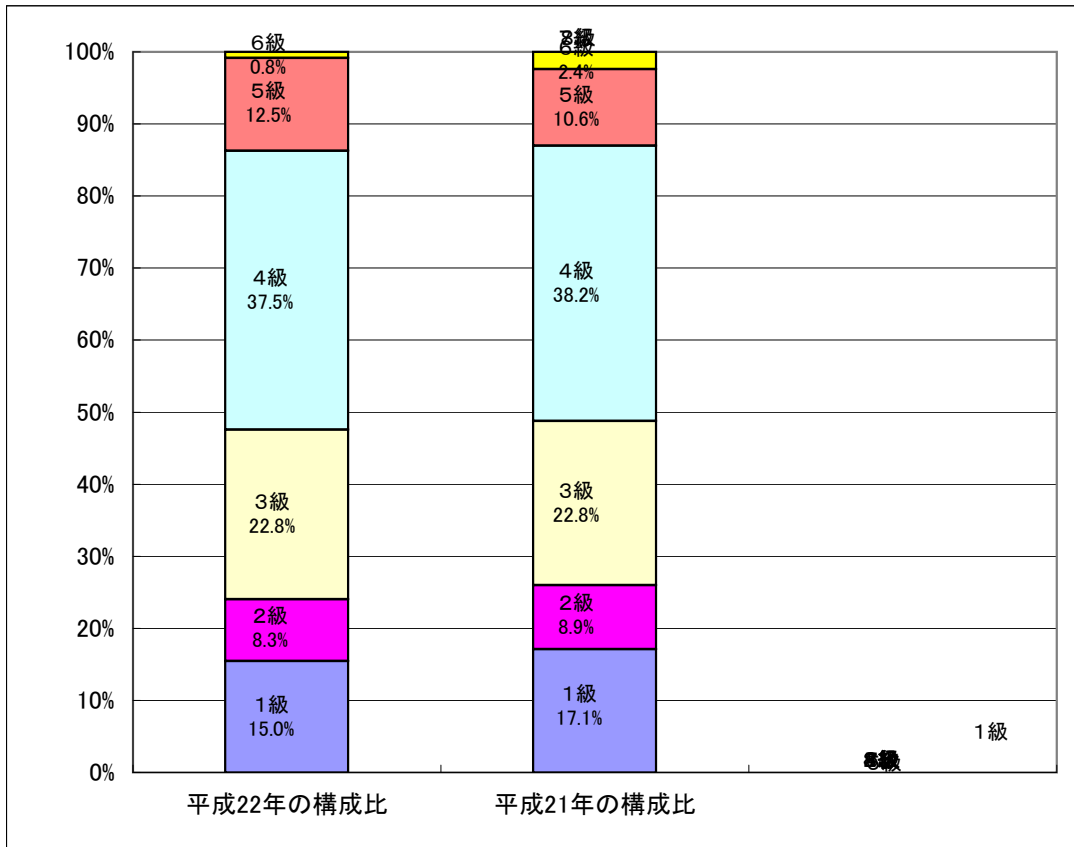
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (22年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	総務課長、特に高度の知識又は経験を必要とする課長	1 人	0.8 %
5 級	課長、議世事務局長、各委員会の事務局長の職務	15 人	12.5 %
4 級	課長補佐、次長、所長、技術補佐、指導主事、主幹の職務	45 人	37.5 %
3 級	係長、所長、主査、主任の職務	31 人	25.8 %
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする主事、教諭、保育士、技師の職務	10 人	8.3 %
1 級	主事又は技師 主事補又は技師補	18 人	15.0 %

(注) 1 徳之島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2)昇給への勤務成績の反映状況

一律支給

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

徳之島町	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額(21年度) 1,385 千円	1人当たり平均支給額(21年度) 1,625 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.50)月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.70)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.50)月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.70)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.50)月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

一 律 支 給

(2) 退職手当（22年4月1日現在）

徳之島町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	32.76 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (退職手当組合特例制度による)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	23,773 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当

支給実績（21年度決算）	5,790 千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	43 千円
支給実績（20年度決算）	2,955 千円
職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）	20 千円

(4) その他の手当 (22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 扶養(配偶者を除く)2人まで 6,500円 3人目以降1人につき5,000円 配偶者なし1人 11,000円 特定期間の加算 5,000円 	同		25,761 千円	196,649 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家・借間の場合(家賃12,000円を超える場合)家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 	同		9,341 千円	71,305 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関等の利用者について、片道2km以上であり、55,000円を限度に支給 	同	<ul style="list-style-type: none"> ・2km～10km 1kmにつき1,000円 ・10km以上 1kmにつき700円 	5,651 千円	43,137 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 給料×5%	同		4,146 千円	33,163 円

6 特別職の報酬等の状況 (22年4月1日現在)

区分		給料 月 額 等		
給料	町長	646,200 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
		(718,000 円)	896,000 円/	480,000 円
	副町長	620,000 円		
		(円)	689,000 円/	470,200 円
報酬	議長	284,000 円	408,000 円/ 240,000 円	
	副議長	234,000 円	340,000 円/ 176,000 円	
	議員	217,000 円	320,000 円/ 155,000 円	
期末手当	町長	(21年度支給割合)		
	副町長	2.95	月分	
	議長	(21年度支給割合)		
	副議長	2.95	月分	
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	718,000円×勤続年数×500/100	14,360,000円	任期毎
		620,000円×勤続年数×280/100	6,944,000円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

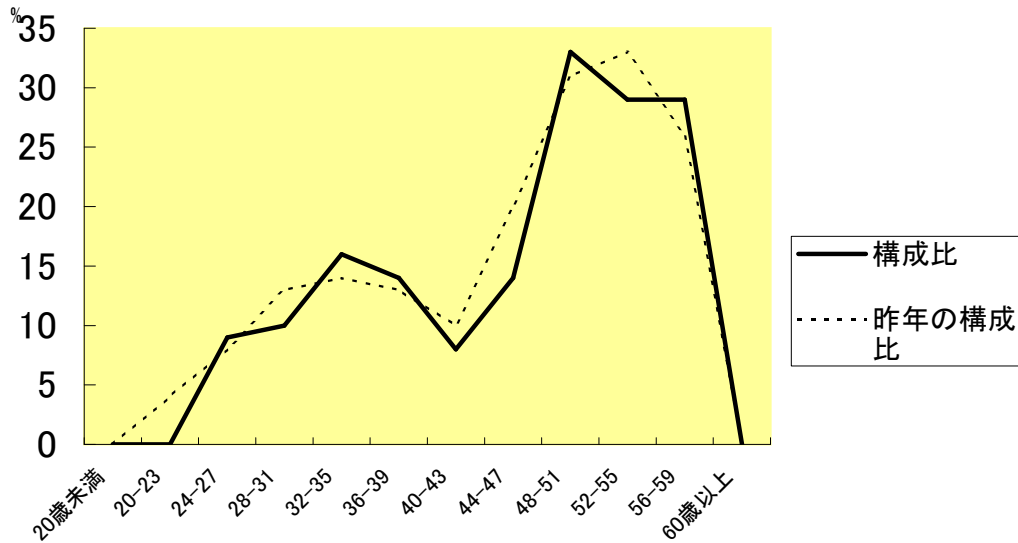
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成22年	平成21年			
一般行政部門	一般行政	議 会	2	2	0	事務事業の増
		総 務	32	32	0	
		税 務	16	17	△ 1	
		農林水産	25	24	1	
		商 工	1	1	0	
		土 木	10	11	△ 1	
	小 計	86	87	△ 1	<参考>	
	福祉	民 生	17	18	△ 1	人口1万人当たり職員数 94 人)
衛 生		11	12	△ 1	(類似団体の人口1万人当たり職員数 80 人)	
小 計		28	30	△ 2		
特政別部門	教育部門	22	23	△ 1	<参考>	
	消防部門	0	0	△ 1	人口1万人当たり職員数 18 人)	
	小 計	22	23	△ 1	(類似団体の人口1万人当たり職員数)	
	水 道	6	6	0	事業の統廃合縮小による減	
	下水道	3	3	0		
	その他	18	24	△ 6		
	小 計	27	33	△ 6		
合 計		163	173	△ 10	<参考>	
		185	[185]	185	人口1万人当たり職員数 134 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (22年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 0	人 9	人 10	人 16	人 14	人 8	人 14	人 33	人 29	人 29	人 0	人 162

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
197 人	185 人	△ 12 人	△ 6.1 %

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

区 分		17年	18年	19年	20年	21年	17年～20年	(参考)
部 門		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	計	数値目標
一般行政	職員数	125	115	120	117	117	—	
	増 減						▲8 (%)	
教育部門	職員数	32	26	26	25	23	—	
	増 減				—	—	▲9 (%)	
	職員数	0	0	0	—	—	—	
	増 減				—	—	(%)	
公営企業 部門	職員数	40	41	38	38	33	—	
	増 減				—	—	▲7 (%)	
	職員数	197	182	184	180	173	—	
	増 減					—	▲17(199.7%)	

(注)1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
21年度	千円 176,465	千円 2,037	千円 28,127	% 15.9	% 18.5

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
21年度	人 4	千円 15,721	千円 2,053	千円 6,098	千円 23,872	千円 5,968

(参考)19年度平均 一人当たり給与費
千円 6,556

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(22年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
徳之島町	45.9 歳	385,979 円	546,333 円
団体平均	45.5 歳	374,552 円	571,242 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

徳之島町	
1人当たり平均支給額(21年度)	
1,524 千円	
(21年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.75 月分	1.40 月分
(-)月分	(-)月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算 5~10%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（22年4月1日現在）

徳之島町			徳之島町（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	32.76 月分	勤続20年	23.50 月分	32.76 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (退職手当組合特例制度による)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (退職手当組合特例制度による)	
1人当たり平均支給額	千円	千円	1人当たり平均支給額	千円	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（21年度決算）	21千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	5千円
支給実績（20年度決算）	30千円
職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）	7千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 扶養(配偶者を除く)2人まで 6,500円 3人目以降1人につき5,000円 配偶者なし1人 11,000円 特定期間の加算 5,000円 	同		1,285 千円	321,250 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家・借間の場合(家賃12,000円を超える場合)家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 	同		468 千円	117,000 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関等の利用者について、片道2km以上であり、55,000円を限度に支給 	同		36 千円	9,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 給料×5%	同		242 千円	60,731 円
				千円	円